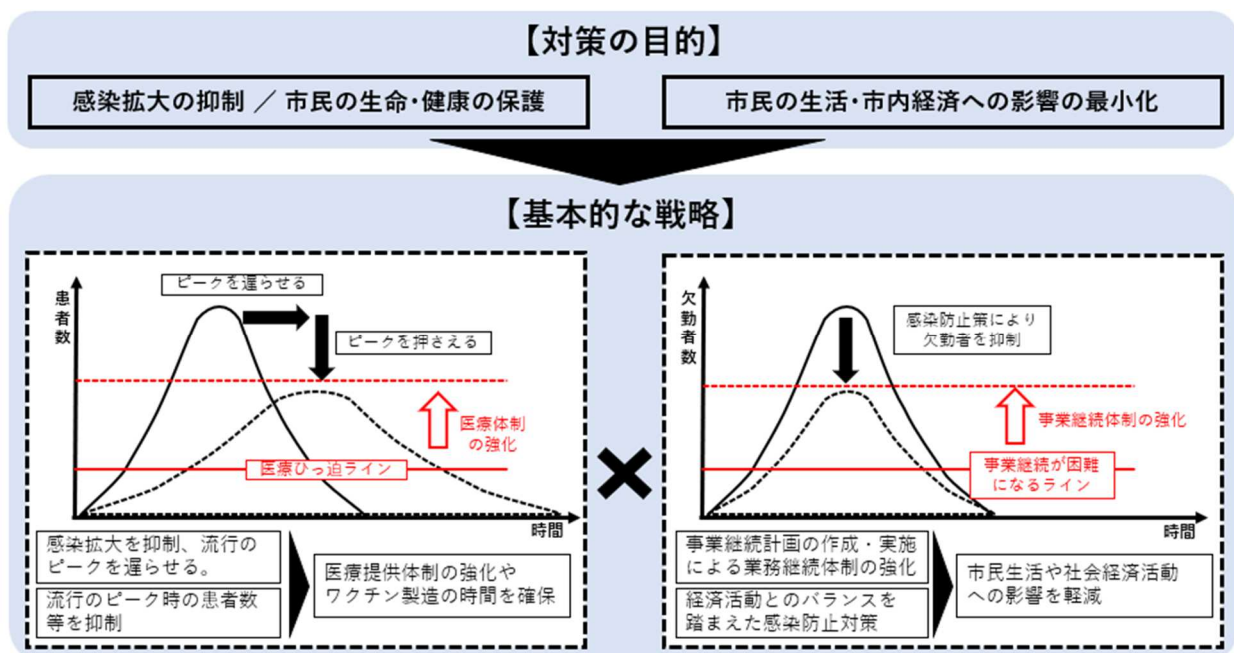


安中市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しました

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、平成26年に策定されました。この度、長期間にわたる「新型コロナウイルス感染症」への対応で得られた知見や、実際の危機管理対応において浮き彫りになった課題を踏まえ、次なる感染症危機へ万全を期すため、国および県の行動計画の改定に基づき、本市でも7月に計画を改定しました。

今回の改定では、感染症拡大防止と社会経済活動の維持を両立させ、「感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会」を目指すため、以下の3点を変更しました。

- ① 対象の拡充：従来の新型インフルエンザ等感染症、新感染症に加え、指定感染症を含む幅広い呼吸器感染症を計画の対象とする。
- ② 発生段階の簡素化：従来の5段階区分から「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に区分を改め、より機動的な運用を目指す。
- ③ 対策項目の強化：6項目から8項目へ増やし、情報収集・分析等に関することや物資の確保といった項目を充実させる。



【問い合わせ】

保健福祉部健康づくり課保健予防係
 TEL027-382-1111(内線1172)